

「熊本城 REVIVAL2026」秋の観光・復興物産展企画運営等業務 基本仕様書

1 委託業務名

「熊本城 REVIVAL2026」秋の観光・復興物産展企画運営等業務委託

2 目的

本市では平成28年4月の熊本地震発災後、震災復興計画を策定し、5つの復興重点プロジェクトの1つとして、熊本のシンボルである特別史跡「熊本城跡」の復旧に取り組んできた。

令和8年度に、熊本地震から10年という節目を迎えるにあたり、本市の復旧・復興を振り返り、熊本城及び周辺地域において一年を通じて四季ごとに「振り返り」「追悼」「感謝と恩返し」「伝承」をテーマとした関連イベント（総称：熊本城REVIVAL2026）を実施する。

本業務は、その秋のイベントとして「感謝と恩返し」をテーマに、花畠広場において観光・復興物産展を開催するものである。熊本地震等の被災地から参加を募り、各地域の特産品や観光資源の魅力を広く発信する機会を創出し、県内のみならず日本各地の被災地の復興意識の醸成を図るとともに、中心市街地への周遊を促すことにより、来訪者の滞在時間延長及び観光消費額の増加に繋げることとする。

3 履行場所

委託者が指定する場所

4 履行期間

契約締結日から令和8年12月25日（金）まで

5 実施概要

（1）開催概要

会場：花畠広場（熊本市中央区花畠7丁目）

使用可能エリア：くまもと街なか広場の区分1～4

開催期間：令和8年（2026年）10月2日（金）から同年10月4日（日）
まで

（2）開催期間及び時間の設定

本事業の実施について、会場使用可能期間は令和8年（2026年）10月1日（木）から同年10月5日（月）までとし、イベントの開催時間は午前10時から午後9時までの範囲内で計画すること。なお、本事業実施会場については令和8年（2026年）10月1日（木）から同年10月5日（月）までの期間、仮押さえ済みである。

（3）観光・復興物産展及びイベント等の企画

観光・復興物産展においては、県内の特産品および伝統工芸品をはじめ、

日本各地の被災地からの参加を含めるものとする。ただし、イベント全体の充実を図るため、一部被災地外の出展を企画することは妨げない。

会場内の装飾及び出展者の衣装などについては、江戸時代の楽市楽座を想起させるような統一感を演出すること。

ステージイベントには地域性のある伝統文化などを盛り込むこととし、同時期に開催される周辺イベント等との連携をはかること。

本業務の実施にあたっては、協賛による提案も可とする。ただし、協賛を活用する場合は、その内容、費用負担等を提案書に明記すること。

(4) 観光・復興物産展及びイベント等の計画調整業務

計画調整

(ア) スケジュールの調整

(イ) 会場のレイアウト及び導線に関する事項

(ウ) 関係団体等との連絡・調整

(エ) 出展者及び出演者の調整

なお、出展者は委託者と協議のうえ決定する。

運営体制の確保

事業の目的を迅速に達成し、かつ事業を効果的なものとするために必要なスタッフ等の配置・管理、物品等を調達し、適切な運営体制を確保すること。

各種資料の作成

工程表、運営マニュアル、イベント等のタイムスケジュール、進行台本等のイベント等の実施に必要な資料を作成すること

必要な安全対策の実施（荒天・災害・感染症等の流行時の対応等を含む）

会場使用料等の取扱い

(ア) 花畠広場の会場使用料並びに電気料金、上下水道料金及び立合料金などの諸経費については、全額本委託に含むものとし、受託者が施設管理者に支払うこと。

(イ) 出展事業者からの出展料及びマージン等の徴収については委託者と協議のうえ決定する。

会場レイアウト図の作成

(5) 観光・復興物産展及びイベント等の運営

観光・復興物産展及びイベント等の実施に必要となる設備、(案内サイン・装飾・備品等)の設営・撤去は、会場の使用に関する規程等を遵守するとともに、必要な確認や手続きは受託者にて行うこと。なお、台風等の自然災害発生時には、設備等を一時的に撤去するなどの安全対策を行うこと。

会場内及び周辺の看板、案内サイン等の制作、設置

スタッフの配置

会場内外における案内誘導、会場整理、警備スタッフ等

問合せ対応

安全管理、緊急対策

- (ア) 夜間警備
- (イ) 火災・事故発生時の緊急対策
- (ウ) 台風・大雨等災害時の対応

　　オープニングイベント及びステージイベントの運営

- (ア) 当日運営、受付対応
- (イ) 演出の企画
- (ウ) 進行MCの手配

　　被災地の魅力発信ブースの設置運営

- (ア) 市町村との調整

　　なお、出展者は委託者と協議のうえ決定する。

- (イ) 各市町村の観光PRツール（パンフレット・ポスター等）の収集
- (ウ) 各市町村の販促物（特産品・伝統工芸品等）の手配等
- (エ) ブースの装飾

6 提案上限額

17,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

7 著作権に係る留意事項

各企画におけるデザイン等の制作に当たり、第三者（熊本市及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。

本業務で制作した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したものの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）については熊本市に帰属するものとし、本業務以外の業務にて使用する場合がある。

本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら熊本市の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8 守秘義務

受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。なお、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

9 一般事項

- (1) 受託者は、委託者、関係者及び関係機関等と十分に調整のうえ、連携を密にしつつ、効率的、効果的に業務を進めること。
- (2) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (3) 成果品に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利は、成

果品の引き渡しとともに、委託者に帰属するものとする。ただし、受託者の著作権の行使につき、委託者の承諾または合意を得た場合についてはこの限りではない。

- (4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により市に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合や、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者、受託者協議の上、業務を進めること。

10 事業実施報告

受託者は、業務終了後速やかに、業務完了届及び本業務の実施状況が確認できる業務実施報告書を提出すること。

なお、業務実施報告書に記載する内容及び添付書類（又はデータ）は、次に示す事項に留意して作成すること。

(1) 誘客施策（イベント等）

- 実施したイベントの期間・企画内容が分かるよう整理すること
- 有料催事を行った場合の収支報告書
- イベントごとの記録写真
- 来場者数
- 来場者の声など

(2) 提出部数

- 紙媒体 3部
- 電子媒体（ＵＳＢ，ＨＤＤ等） 3部

11 その他

業務内容の詳細については、相手方選定後、熊本市と協議して決定する。